

県立学校における事務職員の標準的な職務内容並びに職務の遂行に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、高知県立学校の管理運営に関する規則（昭和 35 年教育委員会規則第 8 号）第 5 条の 2 第 2 項の規定に基づき、事務職員の標準的な職務内容を明らかにすることを通じ、もってその専門性を発揮して職務を遂行することができるようにすることを目的とする。

(事務職員の標準的な職務内容)

第 2 条 事務職員の標準的な職務内容は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(事務職員が他の教職員との適切な業務の連携及び分担のもと、積極的に参画する職務内容)

第 3 条 事務職員が他の教職員との適切な業務の連携及び分担のもと、その専門性を生かして、積極的に参画する職務内容は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(事務職員の職務の遂行に係る留意事項)

第 4 条 校長は、事務職員の職務の遂行に際し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 別表第 1 に掲げる標準的な職務内容は、校務の中で主として事務職員が担う職務の範囲を示したものであること。なお、業務の内容によっては、管理職、教職員等と連携及び協働しながら担う内容も含まれること。
- (2) 別表第 2 に掲げる積極的に参画する職務内容は、事務職員が他の教職員との適切な業務の連携及び分担のもと、その専門性を生かして、積極的に参画することが望ましい職務内容を示したものであること。なお、校長が校務分掌に位置付ける場合には、事務職員の職務段階及び経験年数並びに学校規模、地域等の実情を踏まえること。
- (3) 標準的な職務内容を参考に、校務分掌を定めるものとし、事務職員が職務を行うに当たっては、校務分掌に基づき事務職員と他の教職員間で適切に役割が分担されるとともに、専門スタッフ、外部人材等との分担、連携、協働等が推進されるよう努めること。
- (4) 標準的な職務内容に具体的な職務として掲げていない職務であっても、事務職員の職務段階及び経験年数並びに学校規模、地域等の実情に応じて事務職員が担うことが必要であると校長が認める職務については、校務分掌に位置付けることができる。その場合にあっては、標準的な職務内容に具体的な職務として掲げている職務を整理し、及び精選した上で実施すること。
- (5) 事務職員が、学校組織で唯一の総務、財務等に通じる専門性を生かし、他の教職員との適切な業務の連携及び分担のもと、より主体的及び積極的に校務運営に参画することができる組織運営体制を目指すこと。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

事務職員の標準的な職務

	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	総務	就学支援に関すること	負担金、扶助費等に関する事務
		学籍に関すること	転出入等学籍に関する事務 各種証明に関する事務
		調査および統計に関すること	各種調査、統計、報告に関する事務
		文書管理に関すること	公文書の收受、保管および廃棄に関する事務 校内諸規程の整備に関する事務
		教職員の任免、福利厚生に関すること	任免、服務に関する事務 給与、諸手当の認定に関する事務 旅費に関する事務 福利厚生に関する事務 公務災害に関する事務
2	財務	予算に関すること	予算の編成、執行計画、執行に関する事務 契約、決算に関する事務 補助金等に関する事務 県の歳入予算に関する事務 売払収入に関する事務 学校徴収金に関する事務 諸団体の会計に関する事務 監査、検査に関する事務
3	管財	施設・設備に関すること	学校施設の維持管理に関すること 学校施設の貸与に関すること 施設の安全点検の実施
		教材・教具および備品に関すること	物品（ICTに関するものを含む。）の整備計画、維持、管理に関する事務 物品、財産の寄付受納等に関する事務
4	事務全般	事務全般に関すること	教職員の研修に係る企画、立案に関すること 学校事務の統括、企画、運営に関すること 事務職員の人材育成に関すること

別表第 2

事務職員が他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、その専門性を生かして、積極的に参画することが望ましい職務

	職務の内容	職務の内容の例
1	学校の組織運営に関する こと	学校運営への参画 学校経営方針の策定への参画 校内諸機関への参画・運営 業務改善による働き方改革の推進
2	教育活動に関する こと	教育活動の推進に向けた資源等の調達 教育活動におけるICT機器の活用支援（環境整備を含む。） 学校行事等の準備、運営への参画 進路、就職指導への支援 修学支援に関する個人情報保護事務への参画 特別活動充実のための支援
3	学校評価に関する こと	学校評価等の企画・集計・結果分析に関する事務
4	保護者、地域住民、関係 機関等との連携および協 力の推進に関する こと	学校と地域の連携・協働の推進 保護者、専門スタッフ、関係機関等との連絡調整 地域と協働した教育活動への支援
5	危機管理に関する こと	コンプライアンスの推進 学校安全計画、学校防災計画の策定及び検証 危機管理マニュアルの作成・改訂
6	情報管理に関する こと	学校教育活動の広報・情報発信 情報公開に関する事務 個人情報保護に関する事務